

岐阜県バレーボール協会事務局及び専門委員会細則

(総 則)

第1条 この細則は、本会規約第2章第5条及び第5章第16条による事務局及び各専門委員会の所管事項その他運営に関する細部について定める。

(連 携)

第2条 事務局及び各専門委員会は、相互に連絡を密にし、必要に応じ理事長に報告又は決裁をおおぐものとする。

(構成・任務)

第3条 各専門委員会（企画・倫理委員会を除く）には、委員長（1名）、副委員長（若干名）、委員（若干名）を置く。また、必要に応じて主事を置くことが出来る。

2 委員長は、常任理事の中より選出し、所管事項その他の常務について処理執行する。

3 副委員長は、委員会内部で推薦し、委員長を補佐するとともに、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

(事業計画・報告)

第4条 各専門委員会は、事業計画及び事業報告を理事会に提出し承認を得るものとする。

(決算書)

第5条 各専門委員会は、会計年度毎に収支決算を明らかにした事業内容を事務局長に提出しなければならない。

(事務局)

第6条 事務局の所管事項は次のとおりとする。

(1) 文書処理

JVA、東海連盟、中部連合、他県協会、県体協、県教委等関係団体からの文書の受理及び発送（依頼、申請、報告、通知、照会、回答等）

(2) 理事会、常任理事会等の開催通知及び議事録採録

(3) 加盟登録受付処理及び加盟登録金の査収

(4) 関係機関との連絡調整事務

(5) 協会要覧の編纂

(6) 事業収益等の査収及び管理

(7) 予算案の立案

(8) 予算に基づく会計事務の執行

(9) 収支決算書の作成

(10) Vリーグ、全国大会、国際大会等特別事業の企画

(11) 本会の発展のための広報及びPR活動

(12) 本会広報誌「岐阜バレーボールの詩」の編纂

(13) その他

(競技委員会)

第7条 競技委員会の所管事項は次のとおりとする。

(1) 本会の主催・主管する競技会（以下競技会）の企画・運営・施設確保及び用具の準備

(2) 競技会スケジュール及び競技会要項の立案

(3) 競技会役員の人選

(4) 競技会出場チーム・選手の資格審査

(5) 競技会への推薦チーム・シードチームの選考

(6) 競技記録の保管

(7) その他

(指導普及委員会)

第9条 指導普及委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 小学生、中学生及びママさんバレーボールの指導及び普及
- (2) ヤング連盟及びビーチバレー連盟との連携及びその指導普及
- (3) 指導者講習会の実施
- (4) 指導者の派遣
- (5) 県及び地域の関係機関との連携
- (6) その他

(競技力向上対策委員会)

第10条 競技力向上対策委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 小学生、中学生、高校生、大学生、一般と一貫したバレーボールの競技力向上
- (2) バレーボール指導体制（横のつながり）の向上
- (3) その他

(事業委員会)

第11条 事業委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 本会の主催する全国大会、国際大会等の企画・運営
- (2) 本会の主催するV・プレミアリーグ、チャレンジリーグの企画・運営
- (3) 本会と東海バレーボール連盟が主催する大会の企画・運営
- (4) その他

(障がい者委員会)

第12条 障がい者委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 聴覚・知的・精神の各障がい者チーム担当者及び岐阜県障害者スポーツ協会等の関係団体との協力・連携
- (2) 聴覚・知的・精神の各障がい者バレーボールの普及と競技力の向上

(倫理委員会)

第14条 倫理委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 「日本バレーボール協会倫理規定」に基づき運営する。
- (2) 委員長以外のメンバーは、必要に応じて委員長が選出構成する。

(改正)

第15条 本細則の改正は、常任理事会で行う。

昭和43年3月	制 定
平成 5年3月	一部改正
平成11年3月	一部改正
平成15年3月	一部改正
平成17年3月	一部改正
平成19年3月	一部改正
平成21年6月	一部改正
平成23年3月	一部改正
平成25年3月	一部改正